

インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会第2回議事要旨
(案)

1, 日時 平成19年12月27日(木) 14:00~16:00

2, 場所 総務省低層棟1階第1会議室

3, 出席者 (敬称略)

(構成員)

五十嵐 善夫、岡村 久道、岸原 孝昌、木村 たま代、桑子 博行、国分 明男、
小林 洋子、斎藤 誠、坂田 紳一郎、関 聡司、高橋 信行、竹之内 剛、立石 聡
明、田野 弘、長田 三紀、長谷部 恭男、春田 真、平澤 弘樹、別所 直哉、堀
部 政男、丸橋 透、吉川 誠司

※中山 安男構成員、松山 隆司構成員、山口 英構成員は欠席

(オブザーバー)

内閣官房IT担当室内閣参事官、内閣府政策統括官付参事官(青少年育成担当)、
警察庁情報技術犯罪対策課長、経済産業省情報経済課長、文部科学省青少年課
長

(総務省)

寺崎総合通信基盤局長、武内電気通信事業部長、安藤総合通信基盤局総務課長、
谷脇事業政策課長、黒瀬データ通信課長、佐藤消費者行政課長、吉田消費者行
政課企画官、内藤消費者行政課長補佐、石井消費者行政課長補佐

4, 議事

(1) 開会

(2) 議題

(i) 青少年が使用する携帯電話・PHSにおけるフィルタリングサービスの
導入促進に関する携帯電話事業者等への要請
事務局

(ii) 有害サイトアクセス制限サービス(フィルタリングサービス)に関す
る今後の取組
坂田 紳一郎 社団法人電気通信事業者協会 専務理事

(iii) フィルタリング事業者の取組

・フィルタリングの仕組みと課題

高橋 大洋 ネットスター株式会社営業マーケティング本部 広報部
部長

- ・インターネット有害情報対策 フィルタリングソフトウェアについて
猪俣 清人 デジタルアーツ株式会社経営企画部 部長

(iv) P T Aの違法・有害情報への取組

- ・加藤 秀次 社団法人日本P T A全国協議会 副会長
- ・高橋 正夫 社団法人全国高等学校P T A連合会 会長

(v) コンテンツ事業者の違法・有害情報等への取組

- ・「モバゲータウン」 サービス概要
南場 智子 株式会社D e N A 代表取締役社長
- ・青少年を違法・有害情報から保護するための方策～フィルタリングと共育の活用～
岸原 孝昌 モバイル・コンテンツ・フォーラム 事務局長

(vi) 違法・有害情報への対応を支援する事業者相談センターの設置

- 桑子 博行 社団法人テレコムサービス協会 サービス倫理委員会委員長

(3) 閉会

5, 議事概要

(1) 開会

(2) 議題について

- (i) 青少年が使用する携帯電話・PHSにおけるフィルタリングサービスの導入促進に関する携帯電話事業者等への要請

- (ii) 有害サイトアクセス制限サービス(フィルタリングサービス)に関する今後の取組

資料2に基づき、事務局より説明。

資料3に基づき、坂田構成員より説明。その後、以下のやりとり。

- 9月末時点でのフィルタリングサービスの利用者数が約210万人とのことだが、その年代別の内訳はわかるか。18歳未満といっても利用者の属性は広範であり、詳細な分析が必要ではないか。

→ 実際の利用者の年代までは把握できないため、実数ではわからない。推計値については算出できないか検討をお願いしているところ。

- フィルタリングをかけることによって健全なサイトに対してどういった影響が出るかという点を利用者に対して文書で説明する必要があるの

ではないか。また、ユーザの意思を確認する書式はどのようなものになるのか。これらにつき、次回会合において報告すべきではないか。

- フィルタリングの意義を説明する文章を付した書式で、親権者にフィルタリング不要の旨記入していただく欄を設けるとい形式になると思われる。書式等については、次回にとまでは断言できないが、本検討会においてお示ししたいと考えている。
- 新規加入者については「未成年」が対象となっている一方、既存利用者については「18 歳未満」とされているが、この表現の違いはどういった趣旨からか。
- (今回の要請は、既存契約者に関しては、出会い系サイト等で事件に巻き込まれている 18 歳未満について対象としたものだが、新規契約者については) 昨年 (2006 年 11 月) の大臣要請を受け、各事業者においては、未成年者が契約を行う際に必要となる親権者同意書において、意思確認を行っているところ。
- 今の説明からでは、新規加入者と既存契約者で対象年齢が違うことの合理的説明とはなっていないのではないか。
- 利用者が 18 歳未満であることの確認方法はどのようなものを想定しているのか。
- 申込書に実際の利用者の欄を設け、記入をお願いすることを想定している。
- 既存契約者に対する周知方法について、NTT がナンバーディスプレイを導入するとき利用者への周知をどのように行うかについて議論があった。今後、そのような例も踏まえて頂くと良い。

(iii) フィルタリング事業者の取組

資料 4 に基づきネットスター株式会社営業マーケティング本部広報部の高橋部長より、資料 5 に基づきデジタルアーツ株式会社経営企画部の猪俣部長より、それぞれ説明。

(iv) P T A の違法・有害情報への取組

社団法人日本 P T A 全国協議会の加藤副会長及び社団法人全国高等学校 P T A 連合会の高橋会長より、それぞれ説明。要旨は以下のとおり。

〈加藤副会長〉

- ・ 昨年 (2006 年) 大手携帯電話事業者 3 社に日本 P T A 全国協議会会長名でフィルタリングの強化を要請したところだが、保護者が責任を持つ問題だということで進展は見られなかった。
- ・ 保護者は携帯電話を巡って何が起きているのか理解すらできないのが

現状。保護者の責任だけを論ずるのではなく、事業者側がいったんフィルタリングを設定して一定の情報にアクセスできない環境を作り、フィルタリングを外した後の責任は家庭で負うとすべき。

- ・ 子どもを一般の消費者と同列に扱うべきではない。青森県八戸市でも、16歳の女性が30代の男性と出会って殺された事件があった。
- ・ 12月10日の総務大臣からの要請の内容には安心している。
- ・ PTAとしては、こういった場で積極的に意見表明をして、共に青少年の健全育成を図って参りたい。
- ・ 違法とされる情報の範囲の拡大も必要ではないか。

〈高橋会長〉

- ・ 学校裏サイトは7～8年前からあったが、学校側がそれへの対応を回避していた。
- ・ フィルタリングに関しては賛成だが、保護者には情報がなかなか入ってこないため、内容が分からない。保護者はそもそもフィルタリングが何かを分かっておらず、来年からフィルタリングをかけていくと言われても準備が整っていない。こうした会に入れて頂き、早く情報提供頂くとともに、保護者に対してより早く情報が届くよう周知の徹底を願う。
- ・ 今年度には高校生及び保護者約6000人を対象にした「デジタルメディア社会における子どもの健全育成調査」を実施。親も子どももお互いに相手の方が携帯電話に詳しいと思っている人がそれぞれ6割いるという結果があるが、実際には親はまったく技術の進歩についていけない。
- ・ 親としてももちろん勉強していくが、何を勉強すればよいかはまず分からない。
- ・ フィルタリングについては、高校生に関してはその必要性について自分で判断することも必要であり、強制ではなく、家族で話し合ったうえで決めればよいと考えている。可能であれば年代に応じて設定を変更できるようにすることが必要。また、フィルタリングの解除の方法についても、受信者側の成長も考慮に入れて検討していただきたい。
- ・ 誹謗中傷の多い掲示板やブログの管理を適切に行う仕組みを整えてもらいたい。

その後、以下のやりとり。

- フィルタリングに対してPTAとして何か要望等はあるか。
- 特にない。現在の方向性で推進していただきたい。
- アクセスできない環境を作るべきということだが、それは悪質な情報へのアクセスのみが対象か、それとも健全なものも含めてすべてということか。

- すべての情報を遮断しろというわけではないが、事業者が少々窮屈な思いをする程度で構わないと考えている。
- 携帯電話からの青少年のインターネットの利用自体を保護者側で管理したいという見解はPTAの中でどの程度あるのか。
- そのような意見は認識していない。まずは子どもに見せる情報を峻別してほしいという意見が基本。
- 事業者としては当事者間での責任の分担をこういった場で話し合いたい。責任の範囲を明確化しておかないと、今後の政策にブレが生じたり、何か事件が起きる度に事業者にさらなる規制の強化が求められるということになりかねない。
- 平成17年度に総務省が実施したモバイルフィルタリングの技術開発研究によって、利用者の意思に応じて細かい設定を行うことは技術上可能となっている。ただ、技術があればただちに実施できるというものでもない。引き続き検討頂きたい。
- PTAとしてはフィルタリングの基準を誰がどう判断すべきとお考えか。
- 子ども達を守るということで線引きができるというのは明らかなのではないか。
- 高校PTAとして、どうして欲しいというものはない。小学校、中学校の段階はしっかりやっていただいた上で、後は社会通念でやって頂ければ良い。

(v) コンテンツ事業者の違法・有害情報等への取組

資料6に基づき株式会社DeNAの南場代表取締役社長より、資料7に基づきモバイル・コンテンツ・フォーラムの岸原事務局長より、それぞれ説明。その後、以下のやりとり。

- 違法・有害情報対策推進は当社としても重要事項。フィルタリングについては、いまだに課題が山積しており、それらを解決した上で実施することが必要という認識。闇雲に推進していくのではなく、啓発等総合的に取り組んで頂くことが必要であり、検討会での十分な議論を踏まえたうえで具体的な施策として打ち出してほしい。12月10日に行われた措置によって、青少年の表現の自由を過度に阻害するおそれがあると同時に、コミュニケーション能力や情報発信能力の育成にも悪影響があると考えられ、フィルタリングによる制限対象は厳に問題のあるサイトに限定するものとなるような措置を施すことは不可欠。フィルタリング導入の可否について保護者が責任を負うとするのなら、フィルタリングの設定によるデメリットも含めた保護者への十分な情報提供は必須。また、現状ではフィルタリン

グの対象の選定は基本的にキャリア任せであり、これは公正な競争確保との関係で、法的な整理も含めて検討が必要ではないか。

→ 啓発については各府省とともに取り組んでいくとともに、周知については十分な期間をとって頂きたいと思う。

(vi) 違法・有害情報への対応を支援する事業者相談センターの設置
資料8に基づき、社団法人テレコムサービス協会サービス倫理委員会の桑子委員長より説明。

(vii) 次回会合は1月29日(火) 16:00~18:00の予定。

(3) 閉会

(以上)